

No.	質問	回答
1	協働発行業務仕様書3.発行時期 「令和6年4月(予定)」とありますが、これは冊子(転入者用)の納品を指しますか。それとも全世帯への配布完了を指しますか。	転入者用冊子の納品を指します。全世帯の配布完了はその後1か月程度を見込んでいます。
2	協働発行業務仕様書6.規格等(5)その他 イ 「50音順の索引を編集」とありますが、基になる情報はご提供いただけますか。	協働発行業務仕様書8. 役割分担及び制作方法(1)に示している、行政情報の原稿及び資料を提供します。
3	協働発行業務仕様書5.発行部数 36,750部に広告掲載者への見本誌提供としての部数を加えて提案することは可能ですか。	可能です。
4	協働発行業務仕様書7.広告掲載(1) 「全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下とする」とありますが、全紙面の総面積に対する広告掲載面積の割合が30%以下という解釈でよろしいですか。	お見込みの通りです。
5	協働発行業務仕様書10.納品方法(3) 「納品時に全ページのIllustratorデータ(ai)またはInDesignデータなどの印刷用データ一式を納入すること」とありますが、印刷用データにはイラストや地図・広告など著作権を譲渡できない内容が多く含まれます。著作権の都合上、印刷用データの納品を免除いただくことは可能ですか。	暮らしの便利帳は当市のホームページへの掲載を考えていますので、著作権の発生するものを除いた形で、全ページ分のIllustratorデータ(.ai)またはInDesignデータや画像データなどの印刷用データ一式及びPDFデータを、CD-R等磁気記録媒体で納入をお願いします。
6	協働発行業務仕様書10.納品方法(1) ①業務の一部再委託は可能ですか。再委託する業務は、配布業務です。 ②「残部は市の指定する場所に納入」とありますが、何箇所程度を想定していますか。	①個人情報を取り扱う業務については、再委託を禁止します。 ②転入者用の冊子は市役所本庁、龍神行政局、中辺路行政局、大塔行政局、本宮行政局の5か所に納入していただきますが、各世帯への配布後の残部は市役所本庁1か所に納入していただきます。

No.	質問	回答
7	協働発行業務仕様書10.納品方法(2) 「未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布を行うものとする」とありますが、未配布対応は、全世帯配布完了から1箇月を想定しております。その期間内での対応という認識で良いですか。	事業期間の令和6年8月までお願いします。
8	協働発行業務仕様書13.その他(1) 「市に紙原稿(ある程度製本されたもの)を提出」とありますが、A4用紙に両面印刷したものをホチキス等で止め、実際の仕上がりのイメージがしやすくなる形での提出で良いですか。	ご提示いただいた方法で差し支えありません。